

衆議院 法律委員會 會議錄 第三号

平成二十五年三月十九日(火曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 石田 真敏君
理事 江崎 鐵磨君 理事 土屋 正忠君
理事 ふくだ峰之君 理事 若宮 健嗣君
理事 田嶋 要君 理事 西田 謙君
理事 遠山 清彦君
安藤 裕君 池田 道孝君
小田原 潔君 大見 正君
門 博文君 神山 佐市君
菅家 一郎君 黄川田仁志君
小島 敏文君 古賀 篤君
佐々木 紀君 末吉 光徳君
鳩山 邦夫君 林田 彪君
三ツ林裕巳君 宮澤 博行君
盛山 正仁君 枝野 幸男君
辻元 清美君 西根 由佳君
西村 眞悟君 大口 善徳君
椎名 毅君 石川 知裕君

法務大臣 谷垣 禎一君
法務副大臣 後藤 茂之君
法務大臣政務官 盛山 正仁君
法務委員会専門員 岡本 修君

委員の異動

三月十九日

辞任 補欠選任
今野 智博君 佐々木 紀君

同日

辞任 補欠選任
佐々木 紀君 今野 智博君

三月十九日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
は本委員会に付託された。

本日 の 会 議 に 付 し た 案 件
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

○石田委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○谷垣法務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものでありまして、以下、その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を三十二人増加しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な

処理を図るため、裁判所書記官を四十八人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、技能労務職員等を八十一人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

どうぞよろしく願っています。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十二日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八五七人」を「一、八八九人」に改める。

第二条中「二万二千五百九十九人」を「二万二千二百六十六人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日の日から遅く日施行する。

理 由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年三月二十七日印刷

平成二十五年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K